



平成 19 年 7 月 2 日

各 位

会 社 名 新 光 商 事 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 北 井 暁 夫  
( コード番号 : 8 1 4 1 東 証 第 一 部 )  
問 合 せ 先 取 締 役 蜂 谷 訓 平  
( T E L : ( 0 3 ) 6 3 6 1 - 8 1 1 1 )

### 新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成 19 年 7 月 2 日開催の当社取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

#### 1. 公募による新株式発行(一般募集)

- (1) 募 集 株 式 数 普通株式 1,500,000 株
- (2) 払 込 金 額 日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 21 条に規定される方式により平成 19 年 7 月 10 日(火)から平成 19 年 7 月 12 日(木)までのいずれかの日(以下、「払込金額決定日」という。)に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、会社計算規則第 37 条に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額(計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。)とする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募 集 方 法 一般募集とし、大和証券エスエムビーシー株式会社、野村證券株式会社及び新光証券株式会社(以下、「引受人」と総称する。)に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格(募集価格)は、払込金額決定日における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に 0.90~1.00 を乗じた価格(1 円未満端数切捨て)を仮条件とし、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格(募集価格)と引受人により当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申 込 期 間 平成 19 年 7 月 13 日(金)から平成 19 年 7 月 18 日(火)まで。  
なお、需要状況を勘案した上で申込期間を繰り上げることがあり、最も繰り上がった場合は、平成 19 年 7 月 11 日(水)から平成 19 年 7 月 13 日(金)までとなる。
- (7) 払 込 期 日 平成 19 年 7 月 19 日(木)から平成 19 年 7 月 23 日(月)までのいずれかの日。  
すなわち、上記(6)記載のとおり、需要状況を勘案した上で申込期間を繰り上げることがあり、最も繰り上がった場合は平成 19 年 7 月 19 日(木)となる。
- (8) 申 込 証 拠 金 一般募集における発行価格(募集価格)と同一の金額とする。
- (9) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (10) 払込金額、増加する資本金の額及び資本準備金の額、その他本公募による新株式発行に関し当社の決定が必要な一切の事項は、当社代表取締役社長に一任する。
- (11) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## 2. 当社株式の売出し(引受人の買取引受けによる売出し)

- (1) 売 出 株 式 数 普通株式 500,000 株
- (2) 売 出 人 及 び 北 井 利 子 500,000 株  
売 出 株 式 数
- (3) 売 出 価 格 未定(前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」における発行価格(募集価格)と同一の金額とする。)
- (4) 売 出 方 法 大和証券エスエムビーシー株式会社に全株式を買取引受けさせる。売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人により売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。なお、引受価額は前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」における払込金額と同一の金額とする。
- (5) 申 込 期 間 前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 売出価格、その他本株式の売出しに関し当社の決定が必要な一切の事項は、当社代表取締役社長に一任する。
- (10) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。また、前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」が中止となる場合、本株式の売出しも中止される。

## 3. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)

- (1) 売 出 株 式 数 普通株式 300,000 株  
なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、最終の売出株式数は、前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」及び「2. 当社株式の売出し(引受人の買取引受けによる売出し)」における需要状況を勘案した上で売出価格決定日に決定する。
- (2) 売 出 人 大和証券エスエムビーシー株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定(前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」における発行価格(募集価格)と同一の金額とする。)
- (4) 売 出 方 法 大和証券エスエムビーシー株式会社が、前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」及び「2. 当社株式の売出し(引受人の買取引受けによる売出し)」における需要状況を勘案し、当社株主より借受ける当社株式について追加的に売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 売出価格、その他本株式の売出しに関し当社の決定が必要な一切の事項は、当社代表取締役社長に一任する。
- (10) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。また、前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」及び「2. 当社株式の売出し(引受人の買取引受けによる売出し)」が中止となる場合、本株式の売出しも中止される。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

#### 4. 第三者割当による新株式発行

(「3. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」に関連して行う第三者割当増資)

- (1) 募集株式数 普通株式 300,000株
- (2) 払込金額 払込金額決定日に決定する。なお、払込価額は前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」における払込金額と同一の金額とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、会社計算規則第37条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額(計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。)とする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた金額とする。
- (4) 申込期間 平成19年8月1日(水)
- (5) 払込期日 平成19年8月2日(木)
- (6) 割当先及び割当株式数 大和証券エスエムビーシー株式会社 300,000株
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 上記(4)記載の申込期間内に申込みのない株式については、発行を取止める。
- (9) 払込金額、増加する資本金の額及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に関し当社の決定が必要な一切の事項は、当社代表取締役社長に一任する。
- (10) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。また、前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」及び「2. 当社株式の売出し(引受人の買取引受けによる売出し)」が中止となる場合、本第三者割当による新株式発行も中止する。

以上

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## <ご参考>

### 1. オーバーアロットメントによる売出株式数及び第三者割当による発行新株式数について

今回の1,500,000株の公募による新株式発行(以下、「一般募集」という。)及び500,000株の引受人の買取引受けによる売出し(以下、「引受人の買取引受けによる売出し」という。)にあたり、300,000株を上限とする当社普通株式の売出し(以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を予定しております。

オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況を勘案し、300,000株を上限として大和証券エスエムビーシー株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式(以下、「貸借株式」という。)の売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが中止される場合があります。

これに関連して、当社は平成19年7月2日(月)開催の取締役会において、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しとは別に、大和証券エスエムビーシー株式会社を割当先とする当社普通株式300,000株の第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)を平成19年8月2日(木)を払込期日として行うことを決議しております。

大和証券エスエムビーシー株式会社は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間(以下、「申込期間」という。)中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります、当該安定操作取引で買付けた株式を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券エスエムビーシー株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成19年7月31日(火)までの間、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は貸借株式の返還に充当されます。

なお、大和証券エスエムビーシー株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の両取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当増資に係る割当に応じる予定であります。

そのため本件第三者割当増資における発行新株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行新株式数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

### 2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

(1) 現在の発行済株式総数	23,055,283株(平成19年6月29日現在)
(2) 公募増資による増加株式数	1,500,000株
(3) 公募増資後発行済株式総数	24,555,283株
(4) 第三者割当増資による増加株式数	300,000株
(5) 第三者割当増資後発行済株式総数	24,855,283株

(注)上記(4)及び(5)は、前記1.に記載のとおり変更する可能性があります。

### 3. 調達資金の使途

#### (1) 今回調達資金の使途

今回の一般募集による手取概算額3,792,500千円については、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当増資の手取概算額上限758,500千円と合わせて、全額を運転資金に充当する予定であります。なお、当該運転資金の一部(2,148,000千円)は、平成19年4月2日付のNT販売株式会社子会社化を原因とする運転資金の減少分(株式取得代金として408,000千円及び貸付金として1,740,000千円)に充当するものであります。

#### (2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

#### (3) 業績に与える見通し

今回の増資による調達資金により財務体質の充実を図り、今後の事業拡大による収益拡大に寄与するものと考えております。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

#### 4. 株主への利益配分等

##### (1) 利益配分に関する基本方針

株主に対する利益還元と経営基盤強化のための内部留保を総合的に勘案し、バランス良く実施することを基本的な考えとしております。

##### (2) 配当決定に当たっての考え方

株主各位への配当につきましては、安定的な配当の継続を基本として、実質配当額向上の観点から株主資本利益率の向上に努め、中期的には連結配当性向 30%を目指してまいります。

##### (3) 内部留保資金の用途

内部留保資金につきましては、長期的展望にたつて新規事業及び投資等に活用し、企業体質と競争力の一層の強化に取り組んでまいります。

##### (4) 過去3決算期間の配当状況等

(連結)	平成 17 年 3 月期	平成 18 年 3 月期	平成 19 年 3 月期
1 株当たり当期純利益金額	68.46 円	128.51 円	176.29 円
1 株当たり配当額 (内 1 株当たり中間配当額)	14 円 (7 円)	22 円 (10 円)	30 円 (12 円)
配 当 性 向	20.4%	17.1%	17.0%
自 己 資 本 利 益 率	4.7%	8.2%	10.2%
純 資 産 配 当 率	1.0%	1.3%	1.7%

(注)1. 1株当たり当期純利益金額は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。なお、1株当たり当期純利益金額の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

2. 配当性向は、当該決算期の1株当たり配当額を当該決算期末の1株当たり当期純利益金額で除した数値であります。

3. 自己資本利益率は、平成17年3月期及び平成18年3月期については、当該決算期末の当期純利益を株主資本(期首資本の部合計と期末資本の部合計の平均)で除した数値であり、平成19年3月期については、当該決算期末の当期純利益を自己資本(期首自己資本と期末自己資本の平均)で除した数値であります。

4. 純資産配当率は、平成17年3月期及び平成18年3月期については、当該決算期末の配当金総額を株主資本(期末資本の部合計)で除した数値であり、平成19年3月期については、当該決算期の普通株式に係る1株当たり配当金を1株当たり純資産(期首1株当たり純資産と期末1株当たり純資産の平均)で除した数値であります。

5. 平成19年3月期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を適用しております。

#### 5. その他

##### (1) 売先指定の有無

該当事項はありません。

##### (2) 潜在株式による希薄化情報等

該当事項はありません。

##### (3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

###### ①過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンス

該当事項はありません。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移等

	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期	平成20年3月期
始 値	725 円	973 円	1,795 円	2,335 円
高 値	1,001 円	1,849 円	2,325 円	2,910 円
安 値	598 円	833 円	1,333 円	1,952 円
終 値	974 円	1,803 円	2,310 円	2,765 円
株価収益率(連結)	14.23 倍	14.03 倍	13.10 倍	—

(注)1. 平成20年3月期の株価については、平成19年6月29日現在で表示しております。

2. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期末の1株当たり当期純利益金額で除した数値であります。

(4) その他

該当事項はありません。

以 上

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。